

岩見沢市監査委員条例

昭和 39 年 3 月 21 日 条例第 15 号

改正 昭和 56 年 6 月 1 日 条例第 24 号

平成 3 年 7 月 1 日 条例第 19 号

(趣旨)

第 1 条 本市の監査委員に関しては、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(監査委員の定数)

第 2 条 本市の監査委員の定数は、3 人とする。

(常勤の監査委員)

第 3 条 識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち 1 人は、常勤とする。

(監査等の執行)

第 4 条 監査委員は、法令の定めるところによりその職務を行う。

2 監査委員は、法令に定められた監査、検査又は審査を行うときは、あらかじめ、対象となるものに、そのつど期日を通知する。ただし、必要があると認めるときは、この限りでない。

(公表の方法)

第 5 条 監査委員の行う公表に関しては、監査委員において特に必要があると認めるもののほか、岩見沢市公告式条例（昭和 18 年 条例第 1 号）の定めるところによる。

(事務局の設置)

第 6 条 監査委員に事務局を置く。

2 事務局長、書記、その他の職員の定数は、岩見沢市職員定数条例（昭和 31 年 条例第 8 号）の定めるところによる。

(補則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関して必要な事項は、監査委員が別にこれを定める。

附 則（昭和 39 年 3 月 21 日条例第 15 号全部改正）

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 6 月 1 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年 7 月 1 日条例第 19 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（公職者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

2 公職者の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 18 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略